

政治報

第十四號

明治三十三年九月二十六日

大日本佛教徒同盟會綱領

目

次

◎宗教法案に對する絶對的反対意見

◎宗教自由の誤解

論說

◎宗教法案賛成論者の謬見を打破す

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。

二、佛教の本旨に基いて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。

三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。

四、各宗信者を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。

五、政教問題を研究して、政府をして公認

教制度を立てしむる事。

六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。

八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。

九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。

十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事、

十一、殖民傳道を撲滅する事。

十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

◎名士片言
◎宗教法案提出の眞相
◎大日本佛教徒同盟會
◎檄文頒布
◎十二月十一日
◎各宗委員の會合
◎我同盟會員の運動
◎貴族院第一讀會
◎同同盟會員訪問
◎貴族院の特別委員會
◎會員の特別委員訪問
◎大日本佛教徒同盟會
◎佛教有志者に告ぐ
◎同盟會事務所
◎赤松連城
◎同同盟會事務所
◎西派委員の失態
◎貴族院の特別委員會
◎外數件
◎全國佛徒上京委員會
◎雜錄

文學士 柏原文太郎
文學士 本多辰次郎
文學士 南浮智成

國民は其最大多數は佛教徒として佛教團體の下に宗教的自治を營みつゝあるにあらずや、而して政府案なるものは亂暴にも其宗教團體勢力の大小、及性質の如何を顧みることなく、悉く之を同一模型中に嵌入し、從來得來りたる特權を奪ひ、更に新たに設けたる束縛を加へ、本を揣らすて末を濟しくし稱して一視同仁と云ひ、名けて宗教自由と云ふ、此の如きは國民現時の宗教狀態に適合したるものなるか、國民多數の信仰實情に契當したるものなるか、抑々立案者は宗教の何物たる、信仰の何物たるかを知るか、現時日本國民の宗教狀態を知らざるか、日本國民をして其所信を全からしめむとする精神あるか、敢て問ふ、立案者は國民の信仰狀態已外に一種の理想を抱持することなきか、其理想の爲めに國民多數を犠牲にして此の如しどせば是國民信仰の上に隱約の間に迫害を厲行するものなることを自覺せざるか、進み問ふ、其一種の理想とは何ぞ、信仰自由の誤解なるか、否誤解にてあらず、寧ろ信仰自由を口實として外交文明の非を遂げむとするものにわらずするか、既に國の多數は彼の晦澁難解なる法文を透して立案の肺肝を看破せり、吾人は斷言す、政府は外教を寛容する態度を示し、外交文明を街ひて邊幅を修飾せむとする卑劣心を有するものなり、毫も眞率公明の態度を以て、内國國民多數の所信を全からしむるの至誠を有せざるものなり、切言せば政府は外交文明の爲めに國民の宗教的態度を犠牲に供し、信教自由の口實の下に之を塗抹し去らむとする者也、實に是れ

法案全部に貫徹するの精神にして國民の輿論に反し、天下の所信に反するもの、是れ吾人佛教徒が斷々乎として茲に絶對的反対を宣言する所以の一なり。

第二に宗教法の内容を検するに其骨子たるべき宗教團体・自治権の範囲を確定し、政治監督權の限度を明記することなし、是宗教法の名ありて其實なきもの、模範的宗教法を以て自ら呼ぶに至りては愚も亦甚だし、政府者漫に辨じて曰く宗派の自治に至りては之を教規宗制に至りて之を定むと、何ぞ其非を裝ふの甚だしき、若し教規宗制を待て之が確定を待たば宗教法案を設くるの必要何の處にかある、何んどなれば從來既に宗制寺法を設けて之を實行し來りたるもの、特に新たなる宗教法案を立つるの要あらむ、苟も此に宗教に就きて法律を立てむとする所以のものは此等の點を法律として明記するの必要あるを以てなり、蓋し各國宗教法なるもの何れも教派なる團体に關する規定を主とす、若し宗教法にして宗派の權能を曖昧に附せむとするは恰ひ龍を畫きて睛を點ぜざるもの宗教法たるの特徴を滅却するもの奇り、今回提出の法案は此権要の點を顧みず、却て教會若くは寺なる小宗教團体を單位として規定を作りたるは當局者が最も苦心慘怛たる所にして、勢力の微弱なる基督教頗る統一を缺ける神道各派、隱然一知るべきなり、而して此五條を大綱として各條目を割出したるもの一部の宗教法案となれるものなり、蓋し此の如き變則的方法を取り教會若くは寺なる小團体を單位として規定を作りたるは當局者が最も苦心慘怛たる所にして規定す、即ち法文始め五條を一讀せば明らかに其精神を

宗教法案に對する 絕對的反対意見

夫れ宗教法案なるものは、政教二者の關係を規定するものにして、諸般の法律中恐くは此の如き重要なものなるべし、抑、政治の事たる國民行爲の動作を指導するものにして、宗教の事たる内心靈界の感化を司るもの、而して此政治事項と宗教事項とは全然區別して相關せざるもの多しと雖も或事項に至りては兩者親密に關係し來りて其交渉煩る錯雜を極む、何となれば内心靈界の感化は國民行爲の上に顯はれ、有形行爲の指導は國民精神の方向に影響するものなればなり、故に若し政教二者各其職を守りて相犯さず、何れも其所を得て之が發達を圖らむと欲せば先づ國民現時の宗教狀態を審査し之に適合せる法文を制し、且つ明らかに政教の範圍を明瞭に規定し、特に其交渉せる部分に於て兩者の關係を規定せざる可らず、是各國宗教法を設くるの精神にして、此以外に一點の他意を介するを許さず、是宗教法が他の形而下の事項に關する法案と其趣を異にする所以にして、最も謹嚴真摯の態度を取りて着手せざるべからざる所以也、故に宗教法制定に關しては動かすべからざる二個の要點を豫定す曰く、

契當せる法案を作り其發達を期せざる可からず即國民現時の宗教の態度に強制的變更を加ふるが如きは決して爲すべからず、若し國民の現状を外し他に一種の理想を抱き之を畫一の法文に顯はし之が摸型中に諸種の宗教團体を嵌入せむと試むるが如きは宗教法の精神に違背するもの也。(二)宗教法が明確に規定すべき要點は政治事項と宗教事項とを區劃し、殊に兩者相關の點に於て宗教團体に向て自治を許すと共に其自治の範圍を明記し、政治は之が監督權を有すると共に其監督の限度を明記して宗教の自治を害せざらむことを勉むべし、若し自治の範圍と監督の限度不明瞭ならば宗教法として何等の價値をも有せざるもの也。右の二項は宗教法を制定するに當りて眼目骨子として服膺すべき者、而して今回政府の提出せる宗教法案は全く反対の顯象を顯はせり、是れ宗教法として全く體を備へざる者、此の如き支離滅裂、杜撰極る法案は亦見るべからざるなり請ふ之を辨せむ

勢力をなせる佛教各派を同一法律の下に律し難きを察し、最も狡猾なる方法を案出し、教宗派を知らざるか如くして、之を法律的に解體して各分子たる寺若くは教會に就きて直接に規定せむと試みたり、是れ耶蘇教を寛容する態度を示さむが爲めに内國宗教の不便を來たし、同一法文の下に律せむが爲めに宗派の自治を願みざるのみならず、却て之を破壊し、之を犠牲に供せんとするものなり、人或は曰く抑々宗教法案なるものは宗派の小機關たる寺及び教會の法人權に就きて規定するものにして宗教的事項に至りては之を願みざるなりと若果して宗教會に關する私法人權の規定ならば現法案の如き民法の一部たるに過ぎず、何ぞ堂々として之を宗教法と稱するを得ひ若し教會及び寺の私法人權を定むるの法律たらば其監督権を規定するに何ぞ宗派の内部に立入り、宗教的事項に關して無限の監督を行はむとするぞ苟も宗教法と名くる己上は宗教の根本たる教宗派との關係を規定し、國家の地位より宗派教派の自治の範圍を定め之に對して行政機關たる主務官廳行政官廳の監督の限度を明記せざるべからず、然るに彼等の事項に關して無限の監督權を行ふことを得るの餘地を存せしむ、即教會寺なる教宗派の小機關に與ふるに普通の其小機關たる寺及教會の法人權に就きて云々し、而して其監督權を規定するに至りては、直ちに宗派の内部に立入り、宗教法案は宗派の自治の權能の如きは之を願みず、僅かに私設會社等に對するよりも、繁雜嚴峻なる制限を加へたる私人權を與へ、其補償として宗教の根本たる宗派の自治を蹂

の・権・能・を・規・定・せ・む・と・せ・り・、・之・を・要・す・る・に・宗・教・法・第・二・の・要・點・た・る・政・教・二・者・の・區・割・を・定・む・る・に・當・り・て・、・宗・教・の・勢・力・が・政・治・事・項・に・溢・入・す・る・こ・と・を・防・ぐ・爲・め・に・無・限・の・城・壁・を・築・き・た・り・と・雖・政・治・權・を・以・て・宗・教・事・項・を・左・右・す・る・に・至・り・て・は・無・限・の・權・能・を・規・定・し・た・り・、・而・し・て・當・局・者・は・之・を・説・明・す・る・に・常・に・口・實・を・外・教・防・禦・に・借・り・て・各・宗・委・員・を・慰・諭・せ・む・と・す・、・吾・人・は・斷・言・す・、・信・教・自・由・を・借・り・て・外・交・文・明・を・街・は・む・と・す・る・政・府・が・羅・馬・舊・教・、・希・教・の・内・部・に・向・て・嚴・重・な・る・監・督・を・行・ふ・勇・氣・あ・る・か・、・彼・軟・弱・な・る・外・務・省・に・し・て・西・歐・各・國・政・府・す・ら・手・を・下・し・得・さ・る・舊・教・今・派・の・内・部・に・向・て・干・涉・を・試・み・む・と・揚・言・す・、・口・實・も・此・に・至・り・て・極・ま・れ・り・、・故・に・此・法・律・實・施・の・曉・絶・ぜ・に・至・ら・は・、・無・限・の・監・督・は・獨・り・内・國・佛・教・徒・の・頭・上・に・下・ら・む・、・是・絶・對・的・反・對・を・宣・言・す・る・所・以・の・二・な・り・

此・の・如・く・政・府・提・出・の・宗・教・法・案・は・、・當・初・立・案・の・精・神・既・に・非・に・し・て・、・且・つ・宗・教・法・ど・し・て・の・資・格・な・き・も・の・也・、・世・界・各・國・宗・教・法・數・多・あ・り・と・雖・、・此・の・如・き・惡・法・律・は・其・比・な・か・る・べ・し・、・噫・一・方・に・信・教・自・由・を・口・實・と・し・て・、・内・國・宗・教・を・犠・牲・と・し・て・外・交・文・明・を・裝・ひ・、・

一・方・に・は・外・教・防・禦・を・口・實・と・し・て・内・國・宗・派・の・自・治・を・破・壊・し・、・無・限・の・干・涉・を・行・は・む・と・す・、・實・に・是・れ・佛・教・に・對・す・る・維・新・排・佛・論・已・か・な・佛・教・徒・た・る・も・の・全・力・を・傾・注・し・て・、・國・家・ど・宗・教・に・殉・す・る・の・覺・悟・

信教自由の誤解

(五) 政報 時教 宗教法案提出に關して、首相の演説を初めとして當局者が佛耶・兩教を同一の法文中を以て律したる点を説明するに常に憲法二十八條信教自由の明文を以てす、是れ牽強附會の甚たしか者、全く是れ世人が西洋宗教法に暗きを利用して口實を之に藉りたる者也、立案者は此位の事を知らざる理なれば、知りて殊更にかく吹聴するものなれど、之を眞面目に受けて信教自由を取次きをなす首相を始め氣の毒の至りなり、殊に佛教徒にして之に感心して甘んじて佛耶同一の待遇を受くべきことを主張して他を誘説するに至りては沙汰の限りにあらず、又世上時論及び政客にして此誤解は深く人心に普通なるものゝ如し、是千古の恨事也、吾人が此宗教法案か大駄に於て不可なるを斷言するも亦此點にあり、乃ち茲に吾人は特に信教自由の誤解を解かむとす

抑々憲法に規定せる所の信教の自由なるものは帝國臣民たるもの二個の條件に背かざる已上は良心の自由に任せて何れの宗教をも信するとを得る自由を規定したるのみ詳言せば舊幕時代に於て外教徒に對するに嚴刑を以て臨みたる如きことなどを保障するに過ぎず、之を以て宗教團體を待遇するに其

國の歴史をも考へず、現時勢力の大小信徒の多寡をも考へず
同一に取扱ふべしと云ふの意味なりと云ふに至りては率強附
會も亦甚だしと謂つべし、夫れ信教の自由は文明各國の通則
なり、然れども宗教團體の規定に至りては歐洲各國何れの國
と雖、宗教團體の勢力の大小に依りて其取扱を異にせり、何
れの國が此度政府が提出せるが如き數十人の信徒を有せる教
派も數百萬人の信徒を有せる宗派も同一に見做し、同一の法
文の下に、同一の特權と同一の干涉とを受くるが如き奇態な
る法律あらひや吾人は殊に個人良心に關する信教の自由と、
宗教團體の取扱を區別することゝは毫も衝突せざる實例を示
さむ

日佛條約第二條に曰、兩締盟國の一方の國民は他の一方の
版圖内に於て良心に關して完全なる自由を享有し法令規則
に從て堂宇を建設及所有し且公私の禮拜を行ふことを得
是れ各國の條約中宗教に關して最も精密に規定したるもの也
而して此法文中二個の事項を規定せり即ち

一、良心に關して完全ある自由を享有する事、
二、法令規則に從て堂宇を建設及所有し且つ公私の禮拜を行ふことを得る事、

第一は即憲法の自由にして個人として良心の示す如く何れの
宗教をも信する云ふのみ然れども毫も宗教團體の規定に涉
らざる也、宗教團體の規定は即ち第二に所謂堂宇の建設所
の規定には内外宗教を一にする云ふの意味なし、唯法令規

宗教的感情は初めより人をして熱誠あらしめ、法律的理論は初めより人をして冷靜ならしむ、前者は常に義務の實行を命令し、後者は常に權利觀念の發達を主張す、法律を制定せんとする者は時として其法理研究の判斷より條文を製作して、或は時代精神の如何を考察せず、或は全く其歴史的根據を否認す、宗教を信仰する者は、殆んど全く其主觀的立脚點より一切を考察し、其中心點に一切を集中して又他を顧みるに暇あらず、而して最も能く其歴史的發展の位置を自覺し、其宗教の歴史に對して頑硬なる執着をなすもの尠からず、然れども余輩は未だ彼の是なるを以て此の否なる所以を知らず、後のは是なるを知て前の否なるを認むると能はざる也、

今や宗教法案を制定せんとするに當り、冷靜なる者と熱誠なる者と此に其攻撃をなさるべからざるに際し、輕率なる行政官は政治家を籠絡する常套の手段を以て宗教家に對し、徳川時代の政略を踏襲して、精神界の二大勢力を分裂し以て其効果を收めんとし、宗教家も互に反目疾視して遂に盲動の誘りを免れざらんとす、兩者の間殆んど枘鑿相納ざるが如き

宗教法案賛成論者の謬見を打破す

江漢

至るも法律上承認なき宗教として取扱ふなり、佛國に於て第
二種の宗教が第一種の承諾せられたる宗教となるには非常の
困難あり、猶太教は佛國到る所に非常の信徒數を有するも近
年まで承認せられざりき、而して之を承認するとき其教徒は
佛國を以て母國とすべしとの條件を附したる程なりき、新宗
教が彼國に入りて百年二百年位にて法律上承認せらること
は思ひもよらざることなり

此佛國と對等條約を結ひたると誇稱する日本か何ぞ甘じて宗
教の法令規則を定むるに微弱なる佛國舊教を歓迎して佛教と
同等の待遇を與ふるの必要ありや、其他普漏士には（一）公に認
められたる社團（二）普通社團（三）社團權なきものとの三種に
分ち、澳太利にも佛と同じく二種に分ち、「バイエルン」には
（一）公然採用したる教社（二）私設會社（三）前二種に屬せざる
宗教とを分ち、其他歐洲各國宗教團體の取扱を區別し、英露
の如きは國教をすら定めたり、而して、何れの國と雖信教自由を許せるなり、見よ信教自由は團體取扱の區別を沒するものに非ず、嗚呼何ぞ獨り我國民のみ外國宗教を歓迎して、國民精神界の統一を保つべき御來の宗教を冷視する、吾人は次號に於て各國の實例に鑒み、從來佛教の特權を擧げ、事實に付て之を證明せむ茲に吾人は信教自由と内外宗教の取扱を區別するとは衝突せざる事を斷言し、世上の誤解を解くこと此の如し。

少しく其妄を辨せん、夫れ國家が上記の如き獨立の権能を宗派に附與するも、國家は決して彼に對し主權を拋棄したるものに非ずして、其主權は依然として國家に屬す、故に國家は法律を以て教會及教社が自から自己の事件を整理するの範圍を區割するを得べく、各宗派の意見の如きは決して國家を禍害するの効あるものに非る也若し夫れ宗派にして國家の権内に屬すべき事件を自からせんと望む如き、例へば教師の民事及刑事の裁判權を得、或は其信徒に對して世間的刑罰を適用せんとするの要求の如きは、縱令其請求が教義に基きたるものなれば則ち如何なる事項を以て宗派の自由行政に委任すべきか、是れ其事項の種類によりて説明判別すべきとなりとす、蓋し其特別なる性質、固有の思想に付て其國家に關係する所あるを顧慮せざるべきからさればなり、國家と宗派との關係は國より單純なる体様を以て律すべき者に非ず、即

一、國家は教會及教社に對して超然の地位を占め彼をして遇するは他の一般の組合と同一にするを得べし、是れ則國家教會分離主義が當然の結果なり

二、或は又國家は教會教社の或者に特別なる地位を付與し之を私人組合若くは私法人と別異すると得べし

右第一の主義は教國主義及國教主義の二政体に對し絕對的反對の地歩を占むるものにして、學說上、此兩極端の中間的地位を立つて折衷の說を取るものは、則ち第二の主義なり、輒ん

宗教法調査會設立の議

文學士 眞岡湛海

少しく國家の發達進歩に着眼する所あらんか、此の如き問題も宜しく一考すべき價値を有す、賢明なる當路者は本案を發表するに當り、法理上宗教上幾多の問題を考究せられたるならんと雖、宗教に對して從來冷淡なりし國民は、恐く宗教法案の研究に就ても未知の人多からんと信ずるを以て此の如き問題に對して即席の答辯を出し得る者甚寥々たりとせざる可らず、故に余輩は、政府が嘗て民法編纂に對し法典調査會を起したるが如く、此際、内閣に宗教法調査局を置き、或は調査會を起し、審査討究徐ろに本問題を決定するも未だ遲しがせず、改正條約の實行は決して本案を急ぐ唯一の理由とするに足らず、由來政府には自分の作りたる者が最も上等のものなりと信する天狗學者多く、彼の條約改正に際しても、加盟せざる方却て得策なりし彼の版權同盟に迄加入して國民文化の發達を妨害したるが如き愚物も多く、既に某法學博士の如きは改正條約の更に改正すべき點あるを指摘し又新民法の尙欠點多きと唱導せらるゝ程なれば、咄嗟の間本案を通過するが如きは實に由々敷大事にして、余輩は政府が之に反省する所ありて本案を徹回し、更に完全なる調査を遂ぐるか、或は調査會を設立して之に托するを以て最も適當なる處置なりと信ずるを以て此に本議を提出して以て政府の猛省を促すも

宗教法案に就いて

文學士 本多辰次郎

と評せらるゝ伊藤大隈兩公が美事手を焼きたる後を受けて、巧に第十三議會を切抜け、地租率を増加し、議員歳費を増額して、代議士諸氏の品位を保たしめし等の手際を見よ、國民は儼然不動明王の直立せる如き偉觀を瞻仰する計なり、予は國民の多數と共に長く此内閣に信頼し、多數の代議士諸君と共に現内閣諸公の盛徳宏業を謳歌せんと欲せんとす、勇將の下に弱卒なし、聰達明敏なる諸公の内閣の下に立てる者下吏屬僚の末も猶相戒飭して職に忠ならんことを欲し、公平無私の風昔日と觀を異にせるものあり、特に内務省の如きは人材の冀北を以て稱せらるゝ、唯夫斯の如し、故々予輩の現内閣諸公に望み、現内務省に求むるや切なり、而して我内務省は吾所の宗教法案の如きは固より當に一部の宗教者の如く、全國人の多大なる希望を容るゝの雅量あり、吾人を満足せしむるの大手腕有るを信するものなり、頃日貴族院に提出せられし所の宗教信者をして歡喜信受せしむべき理なり、然るに世或は之を喜ばざるもの多きは何ぞや、他なし、獨智を持む者は敗る、如何なる智者にも千慮に一失あるは免れざる所なり、何となれば人は神佛にあらざればなり、かの宗教法案の如きは賢明なる當局官吏が例の公平なる眼識を以て、出來得る限り精細なる調査を爲して立案せられしならん、然れども、予輩想ふに時日切迫して急卒に起草せられしものにはあらざるか、何となればかの各宗委員と稱する輩に向て政府は法案を議院へ提出する以前に一應内覽せしめて其可否を問ふべしと契約せりと聞く、然るに議院に提出せんとする前夜に至て断

は際し、外には則英杜戦争の闘るあり、内には則黒死病の
來襲して世人を畏怖せしむるあり、然れども由來世界の大勢
を透察するの明なき國民は、倫敦の金融界が漸く動搖せんと
するに至る迄、殆んど英杜戦争を不間に附せり此間年少氣鋭
の士、彼の一小國民が奮闘勇戦の状を聞き、其氣慨に感奮し
激厲一番聊か其志氣を鼓舞せしものなきに非すと雖、國民の
多數は萎靡沈滯の餘弊を受け、殆んど昏睡の境に陥り徒に外
交軟の嘆聲を發せり、日本國民は由來神經過敏に非すんば神
經遲鈍に陥るの癖あり、故に泰然自若東西の事情を考覈し、
邦家千年の歴史を按じて、國家百年の大計を定めんと欲せる
が如きは到底爲す能はざる所たり、而して本年提出せる宗教
法案の如き深く歐西宗教行政の事に關して參照せず、又國民
の腦裡に印刻せる宗教の觀念に對して充分なる顧慮をめぐら
すとなく短日月の調査を以て之を完了し卒如として之を發表
す嗚呼政府の輕舉何ぞ夫れ此の如きや、若し夫れ宗教の本義
より論せんか、自ら信じて而して後人を信せしむ一宗教法の
制定が其進歩發達に障碍する所なきや固より明白なり、然れ
ども既に一宗派をなし、本山あり中本山あり而して數千の末
寺を有す、其教儀其習慣其制度、各特種の發達をなし、又各
宗教を宣布し其教儀禮拜座禪、法要、祈禱、念佛自ら百種の
異彩を放つ、而して今や同一規定の下に立つ、宗教家たるもの
の又深く考慮を要すべき也、且や此法案實施の結果我佛教は
外教より却て多く干涉せらるゝの憂なきか、はた又外教の取
締は實際に於ては却て實行せられざるの嫌なきか、是等は誠

に一片の老婆心に似たりと雖蓋し又充分に考究すべき問題を
り、試みに泰西に於ける舊教々會と國家との關係を見るに此
間の規定は極めて難中の難事たるに似たり、蓋し舊教々會は
一面に於て國家の己れに對し主權を有するを否認し之が規定
を設くるを許さず、他の一面に於ては猥りに教會自治の範圍
を擴張し、間々教會の本義及其本來の行動上當然教會に屬す
べからざる事件をも併せて其範圍に包容せしめんとするを以
て國家の之を承認するは即其教會に對する獨立を拠棄するに
異らざればなり、斯の如く主義上に於て相異り到底調和すべ
からざる見解は國家及教會の間に在て常に紛爭の原因を爲す
者にして其原因たるや遂に除去するの期なかるべき者とす、
故に舊教々會の如きは單に國家の羈絆を脱し自由に行動する
を以て満足せず却て國家を統治せんとを以て其目的となす者
なれば、之に對する監督の方法を講せざるべからざるや明か
なり、之に反して充分國家主權の下に立ち、能く自治獨立し
て政教分離主義の下に行動する宗教あらんか、國家が之に對
する監督の限度を明かにし、自由に其派内の宗教行政を行は
しむるり敢て不可なりとなさず、或は其福利を增長する一助
たるべきや未だ圖るべからず、果して然らば、獨り舊教に對
するの制度を以て悉く他の宗教に對すべきかは、又一疑問と
して存せざるべからず、豈に獨り是等の問題のみならんや、
教育ある國民が目して下等卑賤なりとする或宗教、或は其教
義上當然國民の義務に服從せざる或宗教に對しても政府は尙
之を認めて種々の特權保護を與ふべきものなりや、若し夫れ

又政府が教宗派に法人たることを許さずして、寺及び教會を直轄する如きは、教宗派の自然の發達を妨ぐを以て、非文明的政策と云はざるべからず、專制時代にありては、政府は事に關與することありしと雖も、今や各社會に向て自治の權能を與へて、其自立を計らしめんとするに當りて、何ぞ獨り宗教に對してのみ、其自然的發達を計らしめずして、干涉せんと欲するの甚しきや、

政府の任務たる國民の發達を計るにあり、其國民の發達たるや、獨り有形止らず、大に無形上の發達を期せざるべからず、無形上の發達は、何に依て得べきや、教育と宗教是れなり、然れども教育の効力は國民全般に普及する事少くを以て、勢ひ宗教の力により、精神的發達を計らざるべからざるもの多し、然るに今や政府は宗教の發達を妨げんとす、宜哉現時社會の風潮は、精神的衰頽を呈し、政治社會を初どし、百般の社會は、道義の觀念日に衰へ、國家の前途大に憂ふべきものあること、宜しく教宗派を認めて法人となし、之れに任務を全からしめ、國家の精神的基礎を確立すべきなり、是れ予が宗教法案提出に際して、宗教を度外視したる政府が、其勢力を認むるを喜ぶと共に、其任務の何たるを知らざるを悲まざるべからざる所以なり、(十二月十三日誌)

◎宗教法案提出の眞相
社 會

明治三十二年十二月九日、政府は突然宗教法案を貴族院に提出せり、此日天候暗澹、衆皆相顧みて憂色あり、人は傳ふ是より先き十二月六日、政府は長州出身の赤松連城氏を先づ平田東助氏の門に召し、衆に先ちて既に宗教法案の特別内見を許せり、氏此恩典に沿して早く政府委員の手に籠絡せられて忠勤を抜んでんものと覺悟し爾後頻りに平田、斯波氏等の門に出入して頻りに其鼻息を同へりと而して各宗委員は漸く二月八日に至りて其内見を許されしが各宗委員は、一見判じ物の如き此法案を解するに苦み、政府委員の説明を聞きたり而して政府員は頻りに之に同意すべき事を迫れりといふ、然れども熟考を要すべしと退きぬ、是れ實に宗教法案提出前の光景なりき

◎我大日本佛教徒同盟會 は從來各宗の運動には關係なかりしも、宗教法案の發布の噂ありしを以て、其案の決して佛教の爲めに利あらざるを察し、危急の場合に至りて警告を下さむことを期せり、乃ち翌九日早朝近角總務員は始めて銀坐林屋に於ける各宗委員會の席に出て、肺肝を吐露して法案全部の佛教の爲めに大に不利なるを説き、各宗は茲に断乎として不承諾の鐵案を下して政府に返答すべきことを熱心に勧告せり、而して既に各宗委員二名は延期を政府に申込みたり、然れども時機切迫悠々時を費すべきにあらず、速かに再び不同意の斷案を下して政府に送るべきを切言せり、各

く脱稿せりとて一覽せしめ、其可否當不を問ふに遑あらず遽然として翌日議院に廻送せられしを以て證すべし、或は遠き以前に既に脱稿して具へありしも政府は政略上、各宗委員に誠公平なる現當路者の爲すを甘んせざる所なるべし、論者或は謂はん、議會の開期は猶二ヶ月餘の日子あり、之を十數日の後に提出するも敢て遲しとせず、然るに各宗委員に示せる翌日愴惶提出せるは其政略たるを知るべしと、然り政府が提出を急ぎたる理由は予輩の知る所にあらざれども、思ふに、政府自らも該法案の取調の不備を知る故に成るべく早く公表して、議院及び國民に熟考の日子を多く與へんとの親切心に外ならざるべし、されば國民は宜しく此親切心を忘るべからざるなり

該法案の起草者は固より學識深邃の大家なるべし、西洋諸國の宗教法等は固より熟知して違算無かるべし、然れども萬能の神佛にあらざれば本邦に於ける宗教界の變遷内情等は如何程知るに及べるか將た思量せしか、殊に佛教の如きは其歴史尤古くして容易に研究し易からざる者あり、政府者は此研究に於て遺憾無きを得たりや、假に一例を擧げんか、

宗教法案の精神

南 浮 智 成

予輩に本誌に於て、宗教の國家に及ぼす勢力の大なるを説き、速に宗教政策を確立すべきを促したるや、今や政府の宗教政策は現はれて一法案となり、上院の卓上にあり、豈一言なくして可ならんや、

宗教法案は難解難釋の混沌たる一法案にして、各條項に付批評するが如きは、客易に成し能はざる處なるが、其終始一貫する精神に至りては、之れを批評する多言を俟たざるなり、

宗教法案を一見するに、其立案者が宗教の國家に對して、如何なる任務を有するやを、理解しつゝあるや否やを疑はざるを得ず、法案は教會及び寺なる宗教團體に法人權を與ふると雖も、之れを總轄する教宗派に至りては、其團體の存在を認めながら法人たる資格を與へざるなり、教宗派は權義の主體ならずして、其任務を全ふするを得べきや、乃ち一教、一宗が統一の主體たるを認めざるなり、教宗派は權義の主體ならずして、其任務を全ふするを得べきや、乃ち教宗派の權義の主體たるを認めざるなり、教宗派は權義の主體ならずして、其任務を全ふするを得べきや、乃ち一教、一宗が統一の主體にあらずして、其教義を宣布して民人を感化し國家を裨益しえべきや、教宗派は教會及び寺を總轄するに雖も、教宗派は自ら法人たるを得ざるが故に、教會及び寺に對して、法律的義務を負はしむること能はず、然れば總轄するに云ふも、總轄の實を盡すこと能はざるや必せり、教宗派にして總轄すること能はざらんか、教會及び寺は各獨立して、教宗派の命令に服従せざるの結果、遂に脉絡貫通するとなからん、然れば神經の麻痺したる身體の如く、其全部の存立を全ふする事能はざるべし、假令存立することあらんも、統一的動作を取ること能はざるが故に、同教同宗の徒ど雖も、各其方針を異にし、大計を企畫して、國利民福を増進し、其天職を全くすること能はざるべし、

宗委員皆憂色忡々たり、赤松氏座に在り獨り頻りに軟説を吐き、先きの二名の委員未だ歸らず、午後四時に至り衆皆決する能はず、噫危機一髮實に同日午後政府は咄嗟の間に議案を貴族院に提出したり噫、此一瞬全國信徒動搖の始也。

○檄文頒布 同日夜我同盟會は會員中の法學士文學士等數名を會し、法案を熟讀し、讀下數回にして此法案の決して忽諸に付すべきものに非るとを知り、同夜は一同徹夜して本案の駁論を草し、十日夜に至り漸く脱稿し、急使を馳せて號外三萬五千枚を印刷し翌日之を配送せり、同時に急電を各地に馳せて、有志者の來京を促せり其後更に號外を印刷するもの二萬、

○十二月十一日、芝島森吾妻屋に於て各宗委員は秘密會を開けり此席上に於て赤松連城氏は信教の自由口實を以て彼が得意の冗辯を費し徐々其御用的鋒頭をあらはせり、かくて決すべくもあらざりければ、前日三十六派の委員に對し召集の電報を出したるを以て、兎に角翌日の決議に任すことはなりぬ

○各宗委員の會合、十二日早朝より各宗總代委員たる蘭光轍（天台）、土宜法龍（真言）、前田誠節（臨濟）、弘津說三（曹洞）、和田圓介（大谷派）、藤田祐眞（本願寺派）、田村豊亮（日蓮）の七氏をはじめ三十六派の上京委員、芝島森吾妻屋に會合して蘭氏座長席につき、政府案と豫ねて調査せし案とを對照して討議し夜に入りて散會せしが各宗委員運動に着手する時、五ヶ條の誓約となしたれば、其意の貫徹せざる以上は同一歩調を以て政府の提出せる法案に絶對的反対の態度を取るに決議せり

といふ

兒玉淳一郎氏は尙も銳く質問しけるに政府委員は極めて曖昧不明なる答辯を與へければ、兒玉氏は其不明を絶叫せり、次に村田保氏は先づ僧侶は是迄凡人ならざるが如き觀ありしが此法律に依る時は全く凡人なるが如しどの奇問を發し、次で尾崎男爵、森山茂、伊澤修二、周布公平、磯邊包義、谷子爵、金子男爵より續々質問の矢を放ちたるが小笠原子爵の發議にて委員附托とはならぬ次に

徵兵令中改正法律案（委員付託）の議事に入り中村次官本案提出の理を述ぶるや曾我子爵は曰く直接戦鬪者は如何の種類の者にして又た直接ならざる者は如何の種類なるやと中村氏答へて曰く陸軍に於ては歩騎砲工兵海軍に於ては水兵をして直接戦鬪者とし其他の部は則ち直接戦鬪ならざるものとす曾我子即ち起つて曰く本案の意は教師を養成し若くは其傳道の暇を與ふるためなるが若し然らば直接戦鬪に當るべき兵種たるど否とを問ふは了解し難し、又教師が兵役に出づるが宗教の本旨と衝突するの意なるか若し然らば學問の有無にて特典の差異あるが如く頗る了解し難きなり如何と穗積八束氏は亦曰く憲法の規定に依れば國民は臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有するものなり而して一方に於て國民は兵役の義務有るとを規定せり然るに此に一宗派有り兵士の如く殺人の行為に從ふとを禁する宗派有りたる場合に依て政府は如何に之を處分せんとするかと中村氏説明を平田斯波兩氏に譲る、兩氏の説明終に要領を得ず質問もこれにて收ま終に前案と同一委員に付托せらる

兒玉淳一郎氏は尙も銳く質問しけるに政府委員は極めて曖昧不明なる答辯を與へければ、兒玉氏は其不明を絶叫せり、次に村田保氏は先づ僧侶は是迄凡人ならざるが如き觀ありしが此法律に依る時は全く凡人なるが如しどの奇問を發し、次で尾崎男爵、森山茂、伊澤修二、周布公平、磯邊包義、谷子爵、金子男爵より續々質問の矢を放ちたるが小笠原子爵の發議にて委員附托とはならぬ次に

徵兵令中改正法律案（委員付託）の議事に入り中村次官本案提出の理を述ぶるや曾我子爵は曰く直接戦鬪者は如何の種類の者にして又た直接ならざる者は如何の種類なるやと中村氏答へて曰く陸軍に於ては歩騎砲工兵海軍に於ては水兵をして直接戦鬪者とし其他の部は則ち直接戦鬪ならざるものとす曾我子即ち起つて曰く本案の意は教師を養成し若くは其傳道の暇を與ふるためなるが若し然らば直接戦鬪に當るべき兵種たるど否とを問ふは了解し難し、又教師が兵役に出づるが宗教の本旨と衝突するの意なるか若し然らば學問の有無にて特典の差異あるが如く頗る了解し難きなり如何と穗積八束氏は亦曰く憲法の規定に依れば國民は臣民たるの義務に背かざる限りに於て信教の自由を有するものなり而して一方に於て國民は兵役の義務有るとを規定せり然るに此に一宗派有り兵士の如く殺人の行為に從ふとを禁する宗派有りたる場合に依て政府は如何に之を處分せんとするかと中村氏説明を平田斯波兩氏に譲る、兩氏の説明終に要領を得ず質問もこれにて收ま終に前案と同一委員に付托せらる

○貴族院の特別委員會は其後第一回を開き政府委員に質問したるのみにて議會の休會と共に中止せり、

○十二月十四日佛教有志者の名を以て「宗教法案の提出に就き全國の同志者に告ぐ」と稱する一文を配布せるものあり、此文章は平田東助氏の手に成れるものなりと風説するものあれども、平田氏が此の如き愚論を吐く筈もなければ、恐く京童の口善惡なき言なるべし

○同盟會事務所は議會開會中、神田區須田町十六番地茂須屋方に出張して事務を處理せり、

○赤松連城氏の議員招請、宗教法案が議題に上りし前日即十三日前九時、赤松連城、會主となり、貴衆兩院中の同派信徒を築地本願寺に招請し、赤松氏例によりて誤解的信教自由の演説をせらるるが如きが輕率なる自己の態度を知らず何かなしに賛成一點張なるは深く同氏の爲に悲む所なり、

○各宗委員は堅く各宗協議の實を擧げんものと盡力し、相

○我同盟會員の運動、同盟會は法案、既に貴族院に提出せられたる矢先、今や躊躇逡巡すべきにわらずとし、此間、貴族院議員の間を訪問し、或は其意見を述べ此法案は決して輕率に議了すべきものに非るを以て、宜しく慎重の態度を以て考究せられんとを希望せり

○貴族院第一讀會かしる間に十四日とはなり宗教法案は愈十八の各條に付き質問を試みしが斯波政府委員の答辯は恰かも瀕死者の聲の如くにして一向に聞き取れず森山馬屋原の質問に對しても同様不明の答辯をなしぬ此時兒玉淳君質問に托し直に政府の城壁に迫つて曰く本法は宗教教義に立に入るや否やと平田政府委員教義には立入らずと答ふれば然らば本案の第四十四條に第一項に詐偽又は誘惑の手段云々の規定あるは如何も一或の宗派にて詐偽又は誘惑を行ひて而かも是の如き手段は其宗派の教義に於て是認するの場合に於て如何に之を處分せんとする恐らく其途なけんなりかくて宗教法案も徒法空文になりたせんとするにあらずや平田氏は之に答へて教義には立入らざるも其行為にして詐偽誘惑等の形跡あれば直に其の形跡を處分する何の難事かあらん憲法に於ても安寧秩序等を害するに對して既に明文あるなり云々と

る事なり、殊に佛教は歴代の聖帝を始め奉り一般國民の祖先よりも厚く信奉を受けし事なれば、今の閣臣や代議士連が強て斯る法案を通過せしむるならば、臣民としても子孫としても不都合極まる次第なり、予は從來山縣とは親密に交際したる者なれど、今度といふ此度は實に見下げ果てたり

◎某有力大臣 曾て近角總務員某大臣の許を訪ひ、纏々宗教制度の事に付て意見を述べ、佛耶兩教の如きは其歴史といひ、其勢力といひ、國家に對する關係決して同一視すべきものにあらず、而して憲法の宗教自由と各宗教團体の規定を異にすること、は決して衝突するものにあらず、各國既に其例あり若し二教を同待遇にする如き法律出でなば或は不測の事もあるべし、大臣應じて曰く然り宗教の事は頗る大事なれば予は當分手を着けぬ方宜敷と考ふと、近角曰く第十四議會に宗教法案提出せらるゝと聞く或は遂に此憂を事實にあらはすさきか大臣曰くソンナ事はあるまじ、内務省は其様な馬鹿はすまじと大臣毫も此法案の事を知らず實に是れ提出一ヶ月前の事なり

◎又一大臣 本會々頭と會す、會頭曰く、若し政府にして佛も耶も同一待遇の下に取締る様の法案を提出せば必ず手に餘す如き場合あるべし、其時に彼是と言はれて御依頼に應する譯には參りませぬと、大臣之を領す、是れ實に提出六日前の事なり

◎人は云ふ 今回の宗教法案は内閣全體何れも冷淡なりしが首相獨り之を主張して今議會に出すに至れり、而して平

田 法制局長官と斯波社寺局長とのみは此法案の關係者として熱心なるのみなりと

◎進憲黨一名士 曰く人ありて我頭に犢鼻禪を被らす、己れ失敬と怒れば怒るもの、待て暫し、少し臭氣はあれど事實手拭の少し長きものに過ぎず、と考へ直せば又辛抱はなるものなり、佛教者中に今日二派あるは此犢鼻禪を怒るか、考へ直して辛抱するかの話なり云々

◎又曰く 例へば諸種の銀行條令ありしを改て、之を政府が同一の條令に一束したりと假定せよ、たどい或部分は共通の點ありとも夫が爲めに從來或銀行が有せる特權を捨てざるからずと云ふ道理なし、而して其特權も法律上の規定を行する特權ある已上は之を捨つべき譯もなく、又是非とも法文上に明記する必要もあるべしと

◎自憲黨一名士 曰く政府が確信して發布せし法律にも失敗せし事は少なからぬ事なり、かの士族に山林を價格半減にて賣渡す制を立てしを見よ當時政府當路者は思へらく、以て士族に恒産を得せしむべし、以て山林の開拓を圖るべし、以て政府の收入を増すべし、乃ち一舉三得の法なりと、然るに實施後的情况は盡く豫期に反して、一の株を變じ、士族は此株を賣りて商法を始めて、益産を失ひ山師的商人は山林を得て濫伐し、政府また豫想の如き收入を得ずして、盡く失敗に歸したり、萬全を確信せる法猶斯くの如し、況んや、

(六二) 政教報時

共に決議を守るの盟約をなせしに、西本願寺派は各宗委員に向て提携を謝絶せり、其眞意蓋し思ふべきなり

○西派委員の失態 十九日本派本願寺委員より宗教法案に對する各宗との聯合提携を拒絶し來りたるを以て、各宗委員大に激昂し、大谷派法主は、同日午後重なる役僧を黒書院に集めて、他の各宗と共に飽迄所期を貫徹せむことを宣言せられたり蓋し西派本願寺委員は蓋し一山及末寺信徒の本旨に非るべし苟も佛教を思ふものは同派委員の責任を問ふべき也

○全國佛徒上京委員會 廿二日錦輝館に於て開會上野安太郎氏開會の趣旨を述へ次で各地より寄せたる祝電を朗讀し尙ほ島田磐根、神野良、前田學等諸氏十數名祝詞を述べ後藤祐護氏を會長となし滿場一致を以て左の如き決議をなしたり來會者は大垣丈夫、松村正友、西川宇吉郎、天野若圓諸氏其他宮城、大分、大阪、滋賀、石川、京都、福井、富山、神戸、新潟等の上京委員六百餘名なりし

決 議

本會は左の條項より準じ宗教法を選定せんことを望む

(一) 佛教宗派を公法人として之れが自治を確認する事

(二) 末本寺制度の規定を明記する事

(三) 各宗教の取扱を區別する事

一今回政府より貴族院へ提出したる宗教法案

は前號の趣旨に背反するを以て絶對的に反対する事

一各團體上京委員は本會の決議を以て極力地方團體の鞏固を謀る事

右決議す

○廿三日上京委員諸氏は神田錦輝館に演説會を開けり

○北陸四州上京委員は事務所を日本橋區本銀町四丁目十一番地に置く

○公認教交渉事務所は、赤坂區田町二丁目四番地成滿寺に置く

○本會は 本會にて發行せし耶蘇教非公認論を貴衆両院の議員に贈呈せり今や宗教法案の前途頗る茫漠として五里霧中に彷徨するの感なきに非ず、此際眞に宗教を愛護する者は敢て盲動の弊に陥らず、宜しく慎重の態度を取りて其所信を貫徹するに勤められたきものなり

名士片言 錄

◎子爵某居士 今回の宗教法案に對して曰く、千有餘年來歴史あり由緒あり、國民の精神界を耕耘し培養し、以て我國の文明を導ける佛教は而も現在國民の大多數が其教義を信奉して居るを見れば現に活きて働いて居る、夫に新來の無勢力なる耶蘇教と同一に取扱ふとは理に於て有るべからざる

一夜作りの宗教法案をや、思はざる所に大なる欠點あるべし

●帝國黨某氏 曇日西本願寺の赤松連城氏が從來佛教者は法律上家無しなりき、今度始めて家屋が新築せられたるなり間取の具合、窓の明け様、棚の釣り様など、に假令氣に入らぬ所ありども、有るは無きに勝らずや、間取とか窓とかは住み込みて後徐ろに改修すべきのみといへるを評して曰く、從來は不完全なる破れ家なりしも、自ら作れる自ら所有せる家に住ひしなり、今度の法案は立派なる家かも知れず、されど干涉壓制を極むる監獄なり、何程煉瓦で疊み上げたる立派な建物にても監獄署なる上は、其所に住ひて後窓や間取を改めんとは迂もまた甚しからずや

●局外觀 佛教界に於て各宗が何れも此法案に對して反対を叫びつゝあるにも拘はらず、本願寺派の委員が賛成を求めるつゝあるを以て、局外に在る人は其顯象の奇異なるに驚かざるはなし、頃日政客數十人相會して法案に付て研究し、後批評して曰く、兎も角佛教徒として、耶蘇教と區別すべしと主張するは外よりみても尤の事と思はる、私は甘んじて耶蘇教と同一の待遇を受けますと頭を下げるには同情を表し難しと

●森清右衛門氏 本願寺派信徒として其信仰の鞏固なるは皆人の知る所なり、此度本願寺派委員の態度を見て憤然として起て曰此度は我々信徒は賛成出來ぬ、佛教を此の如くされてなるものかと、乃ち名士を歴訪して反対運動をなす、

●大内青巒居士 曰く予は政治法律の事には暗ければ、宗教法案逐條を評する能はず、唯聞く此法案に據れば佛耶同一の取扱い受くるなりと、是大に佛教は可愛相なり、譬へば從來一人娘ありて飽食暖衣我儘に育ちしに、知り合の家より娘を預けられて、其取扱に困り、家の娘も御付合の爲、爾來は麥飯と木綿着物に限るとの掟を定む、家の娘は從來の我儘は悪しきやも知らざれど何に致せ、不便なり何とか考へ様の有りさうなものなり、

又曰く 予は社團法人財團法人とて如何なる事か、如何なる區別あるか確知せざれど、一寸聞いた事に間違なしとせば、寺は社團法人に近きものなり、寺の起源は、佛教信者は數輩相結びて、互に法義を談じ學習するより其會場を設けしなり、唯夏安居中のみ上首といふを設くるなり、是は今の住職の如きものなり、後幾變遷して今の如くなれるは一体間違なり云々

●島田蕃根翁 曰く 御維新前までは悉く佛教のみ、我が國の精神界を維持し來れり、明治の初年教育部省設置後教導職此二千年來傳はつた宗教の制度を改變せられてたまるものですか、をしき否決するが、國民の輕浮なると戒める善い業ですわと警語誠に味ふべきかな

●赤松連城師

曰く子が生れたと假定せよ假令不具なり然れども年の淺きを以て、猶精神界に向て積極的功業を貢献する所あるなし、斯る芽ばねと千有餘年の歴史ある佛教と同一の取扱いとは、報本反始の義を知らぬものなり、

●某黨總務委員 本誌號外を見て大に賛成し一黨を率ゐて政府案反対に出でんと謀る、政府周章狼狽して、之れが挽回策に苦心慘憺

●教育社會の輿論 予輩曾て某々等の教育大家に就て、宗教法に對する意見を叩く、直接外國の組織に屬して、其勢力の影響を受くる教會を認めて、我國從來の宗教と同一の待遇を爲すは不倫なりとの言、衆口一致せり

●某大家の談 會員一日某法律學者を訪ぶ、氏笑ふて曰く日本人は餘り容易く法律を作つて出しますから困りますね、御覽なされ、獨逸では十九世紀の初め法典編纂に付てチボードサビニーが各々反対説を唱へ出してから、漸々法律が出来ましたので、獨逸の新民法などは草案を世間に示して實施して差支なきやを國民の輿論に問ふたので、大國民の度量は違つたものですが、然るに法案を出す迄極めて秘密にして、善い加減に通過させようと云ふとなればどうも不親切極るで

注意

本會總務員と詐稱し梯茂なるもの北陸地方を徘徊致したる由に候得共右は本會に關係無之候に付此段念のため廣告す尙本部より派出等致候節は前以て御通知可仕候間右御注意迄申上候也

廣告

政教時報第一二三號目次

宗教法案議會へ提出

●社説 佛教の將來を論じて國民の自覺を促す
●論說 國家的の方面より觀察せる宗教論 ●皇室と佛教に關する或問に答ふ ●斯混沌佛教を如何せん

後、本部員多忙を極め候ため、本誌發行延引

致し、各地讀者諸君に

對し申譯無之、此に謹

而御斷申上候、尙明年

の初刊は一月十日發

行可仕候に付右併而

御承知被下度候也

大日本佛教徒同盟會

●會報 會頭久我侯爵一行北陸巡回記事 ●各地の景況
●雜錄 雲水雜記(三)

本誌廣告

●本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす

●本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せず
●本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は
五厘切手にて割増の事
●本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全 國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

●為替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
●為替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒
同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十一年十二月廿八日印刷

印 刷 人

上村幸三郎
清水朝太郎